

モロッコ法

芸術家の地位に関する法 71-99 号 Dahir (王令) n°1-03-113 (2003 年 6 月 19 日)

(略)

次のとおり決定した：

上院および下院によって採択された芸術家の地位に関する法 71-99 号は、現行王令に従って、公布され、公報において公表される。

Rabat にて。2003 年 6 月 19 日

署名：Driss Jettou 首相

芸術家の地位に関する法 71-99 号

前文

創作の豊かさと同様性および表現の多様性によって常に特徴づけられるモロッコ王国の国民資産に鑑み、

神に祝福されたモロッコ国王ハサン 2 世によって、我が国における学術シンポジウムおよび会議へ向けられたメッセージにおける王の指令、神に讃えられた国王モハメド 4 世が、芸術家の精神的状況および芸術的創作とそれを広める体制を絶えず重視するという大いなる配慮から始まり、

芸術的生産技術の発展が、芸術家の地位、芸術企業の奨励および芸術的生産物の普及の分野での新たな実務の導入の再検討を必要としていることに鑑み、

モロッコ人アーティスト、すべての表現と行動が、国民のアイデンティティの保持、国民における文化的地位の基盤の強化と防御に深く関与している事実に鑑み、

神により加護された国王モハメド 4 世の、芸術家に対し、その尊厳を保持し、職業集団を組織し、かつ、芸術家に創作とその継続を補償するための法的地位を与えようという意思に鑑み、(次のとおり決定した)

第 1 章 前提規定

第 1 条：定義

1 労働契約または請負契約の枠内で、もしくは、第三者に販売され、賃貸されまたは公共の行政、地方自治体もしくは公の施設のために行われることを目的とする芸術作品の製作の枠内で、対価として報酬を受け取り、常時または断続的に芸術活動を行うすべての自

然人は、芸術家とみなされる。

2 芸術的創作または芸術的上演を目的とするすべての活動は、芸術活動とみなされる：

a) 自然人によって製作されたすべての芸術作品、特に、映像、写真、美術、音楽、演劇、文字または口頭による芸術的文学、舞踊の振付の領域におけるものは、芸術的創作を構成する。

b) 自然人により、方法のいかんを問わず、芸術作品の一部または全体を芸術的に提示または実現することを目的とする全ての行為、特に、音楽、演劇、バラエティ、サーカス、マリオネットの見世物の領域におけるものは、芸術的上演を構成する。

3 対価として報酬を支払い、芸術活動を実現することを目的とする労働契約または請負契約を芸術家との間で締結するすべての自然人または法人は、芸術企業とみなされる。

4 芸術家と芸術企業との間で個別に締結された全ての契約は、個人契約とみなされる。芸術家団体と芸術企業との間で締結されたすべての契約は、団体契約とみなされる。

5 芸術サービスエージェンシーとは、芸術的労働関係において、仲介人が契約の当事者となることなく、芸術的労働の需要供給関係を合致させる全ての法人をいう。

6 本法によって、上記の定義が適用される全ての者に配布される職業カードを創設する。このカードの配布の条件および方法は、規則によって定める。

第2条：次のものは、本法において、報酬とみなされる。

a) 芸術活動の遂行のために芸術家によって受領される金銭、および金銭か現物かを問わずすべての付随品。

b) 特権または著作権の一つを放棄することの代償として、芸術家によって受領され、かつ芸術的創作または芸術的上演の利用から生じたすべての支払い。

第2章：芸術企業と芸術家の関係

第3条：

芸術企業と見世物の芸術家との間の契約は、有期または特定の芸術活動の実現のために締結される。

第4条：

芸術企業と見世物の芸術家との間の契約は、労働契約と同視される。

労働契約は、特定の見世物を提示し、または芸術作品を集合的に実行するために雇われた芸術家のグループに共通のものとなりうる。この場合、契約は、各芸術家の名前を明らかにし、個別的に報酬を定めなければならない。署名された上記集団契約の写しは、各芸術家に手渡され、かつ、場合によっては、一または複数の芸術的実演の無償性に言及しなければならない。

集団的労働契約は、署名者が、集団的労働契約に示された芸術家各自の署名された書面による委任を受けることを条件として、グループの芸術家一人の書面によってのみ有効性を与えられ得る。

集団的労働契約は、各芸術家の姓名の隣にその報酬が記載されなければならない。

第5条：

契約が、集団的で、かつ、グループに関する場合、見世物の芸術家のみが、労働契約の範囲内でその芸術活動を行うとみなされる。

契約の性質、個人的かまたは集団的かに関わらず、報酬の支払い方法、その額および当事者によって契約に与えられた性質決定は、芸術企業と見世物の芸術家との間の労働契約の性質を何ら変更しない。芸術家が個人的にまたは他の者と共同で使用する物品の全部または一部の所有者であるという事実は、個人的に見世物に参加している限り、契約の性質の上で何らの効果も生じさせない。

第6条：

芸術企業に雇用された芸術家は、本法またはその他の立法において定める特別な規定がある場合を除き、かつ、文学的美術的著作物の保護、または公職にある芸術家によって実現される美術的著作物の分野について定められた規定は別として、契約の名称にかかわらず、労働法典の規定が適用される給与所得者とみなされる。

芸術企業と芸術家との関係は、法律上の規定に加え、職業倫理の尊重に根ざすものでなければならない。

第7条：

芸術企業と見世物の芸術家との間で締結される労働契約は、書面によって作成されなければならない。

見世物の芸術家と芸術企業との労働契約は、芸術家の職業的地位、その報酬または契約期間が変更されるたびに、修正されなければならない。

第8条：

契約の濫用的破棄はすべて、契約において定められた条件に従って、他方当事者の利益に、定められた補償に対する権利を与えるものとなる。当該条件の定めがない場合、労働

法典において定められた契約の濫用的破棄に関する規定が適用される。

第3章：報酬

第9条：

15日を上回る期間を必要とする芸術活動を提示または実現する場合、契約期間の終了時または合意された芸術作品の実現の終了時に全額を受領するように、芸術家が15日毎に報酬に対する前払金を必ず受領することを条件として、芸術家と芸術企業の合意によって、報酬支払日を定めることができる。

第10条：

報酬の額は、契約に記載されなければならない。

契約は、上記2条のa)に定める報酬とb)に定める報酬との間で、区別して作成しなければならない。

第11条：

報酬支払いの受領書は、税金および実施した天引きならびに下記13条に定める負担金を明記して交付しなければならない。

第12条：

見世物の芸術家は、債権および契約法典に関する1913年8月12日王令の1248条の条文の規定の適用およびその定める条件に従って、芸術企業の企業の動産全体をもって、見世物の芸術家に対して負担する報酬および補償金を補うために、同法に定める権利を享受する。

芸術企業による契約の濫用的破棄によって生じた法的補償は、同一の序列で同一の権利が与えられる。

第4章：社会的保護

第13条：

本法の規定の適用をうける芸術家は、労働災害、社会保障および基本医療保障に関する立法の定めを享受する。

文化担当の政府当局は、発効している法の枠内において、芸術家のために福祉事業の財政手段の整備を監視する。

第5章：未成年の芸術家

第 14 条：

未成年の保護者の同意を得た上、労働監督官により事前に発行された書面による許諾と、文化担当の政府当局に対するその通知がないかぎり、公の見世物において俳優または実演家として 18 歳未満の未成年を雇用することは、禁止される。

労働監督官は、その発意により、またはそのための権限のある全ての者の発意により、理由ある決定によって事前に与えられた許諾の撤回手続をとることができる。

第 15 条：

メディアまたは大学の活動の範囲内で調査や学術的研究を行う場合を除き、その芸術活動に厳密に関連する情報以外の、18 歳未満の未成年に関する全てのコメント、出来事または情報は、方法のいかんを問わず、公表してはならない。同様に、未成年を利益を強調して芸術家の職に専心させる、すべての広告を発することもしてはならない。

第 16 条：

16 歳以下の未成年に対し、危険な暴力的芸当またはその生命、健康または精神に危険をもたらす実演を行わせてはならない。

第 17 条：

上記 15 条および 16 条の規定に違反した場合、労働監督官は、実演を禁止するために管轄を有する地方の行政当局に介入を求めることができる。検察庁は、それを通知される。

第 6 章：芸術サービスエージェンシー

第 1 款：芸術サービスエージェンシーの設立

第 18 条：

芸術サービスエージェンシーは、規則によって定められた管轄を有する当局の許諾により設立される。エージェンシーは、対価を得て、劇場、オーケストラ、バラエティの見世物、映画、ラジオおよびテレビもしくはサーカスまたはその他すべての娯楽関連企業において、芸術家をセールスする役割を負う。

第 19 条：

上記 18 条に定める許諾は、会社形態をとる芸術サービスエージェンシーにのみ与えられる。

確定判決によって名誉刑を宣告された者によって経営される芸術サービスエージェンシーは、当該許諾を与えられまたはそれを保持することはできない。

第 20 条：

この許諾の申請は、芸術サービスエージェンシーに関する情報、特に、規則によって定められる方法に従って、その住所、経営者の国籍、行おうとする芸術活動の性質および使用するモデル契約書に関する情報、ならびに銀行口座番号および資本金の額に関する情報を提供して行わなければならない。

いかなる時点でも、芸術サービスエージェンシーに対して、補足の情報を提供することを求めることができる。

第 21 条：

芸術サービスエージェンシーの責任者は、そのセールス活動を実行する際に、性質のいかに問わず、預託金または補償金を入れさせまたは受領してはならない。

芸術企業家は、芸術サービスエージェンシーによって要求される報酬を単独で負担する。セールスの利益をうける芸術家は、いかなる対価支払いの責任も負担しない。

第 22 条：

芸術サービスエージェンシーが芸術企業から受領する報酬の額は、次の比率を超えてはならない：

-15 日を超えない雇用期間については芸術家のギャラの 2%

-15 日から 30 日までの雇用期間については芸術家のギャラの 5%

-1 か月を超える雇用期間については芸術家のギャラの 10%

本条に定めるギャラは、上記 2 条 a) に定める報酬に従って計算される。

第 23 条：

芸術サービスエージェンシーは、必要な管理を実施し、芸術の領域における雇用に関する規定の尊重を確認するための登録を行わなければならない。登録の形成および記載事項は、規則により定められる。

第 7 章：特別規定

第 24 条：

公の行政、地方自治体、公的団体の従業員は、その活動が、その行政の業務の生産性に影響をあたえず、かつ、商業的性格がそれに優位しないという条件で、自身の計算または第三者の利益のために、業務時間外で、美術作品を製作することができる。

第 25 条：

上記 24 条に定める領域の芸術家によって実現された芸術作品に帰属する補償または報酬は、国家、地方公共団体、公的団体または国が 50%以上の資本を所有する組織の利益のために、給与を兼ねるものとはみなされない。

第 26 条：

芸術作品の製作のために公務員またはエージェントの欠席が必要な場合には、その者は、15 日を超えない無給休暇を取得することができる。これは、半期に一度更新される。

第 27 条：

芸術家と行政との間の契約は、これに反する規定にかかわらず、個人的かつ直接的に締結され、単に芸術家の名誉上の宣言として、モロッコ人に関しては、姓名、住所、国民識別カード番号を記載し、外国人の芸術家の場合には、パスポートまたは滞在カードの番号を記載するとともに、郵便もしくは銀行小切手口座または国庫の番号を記載する。芸術家は、この宣言において、芸術的条件と合意した期限内に、契約の目的である芸術作品の実現を約する。

第 8 章：違反の確認および罰則

第 1 款：違反の確認

第 28 条：

このために行政によって任命されたエージェントは、司法警察官に加え、本法およびその適用規定に定められた違反を確認する権能を有する。

第 2 款：罰則

第 29 条：

以下の行為を行ういかなる者も、300 ないし 500 ディルハムの罰金刑に処する。

－本法 14 条の規定に違反して、18 歳未満の未成年を雇用する者

－18 歳未満の未成年に関するその芸術活動に関する情報以外の全ての情報を公表する者

－利益を強調して未成年を芸術家の職に専心させる者

－16 歳以下の未成年に対し、危険な暴力的芸当またはその生命、健康または精神に危険をもたらす実演を行わせる者

罰則は、上記規定の適用の不遵守に関係する給与所得者の数だけ適用されるが、罰金の総額は、20,000 ディルハムを超えない。

第 30 条：

本法 19 条に定める許諾なく、芸術サービスエージェンシーの活動を行う者は、10,000 ないし 20,000 ディルハムの罰金刑に処する。

第 31 条：

芸術家をセールスするために性質のいかんを問わず預かり金または補償金を提供させまたは受領し、従って、本法 21 条の規定に違反する芸術サービスエージェンシーの責任者はすべて、10, 000～20, 000 ディルハムの罰金刑に処する。

第 9 章：最終章

第 32 条：

本法に反する規定、特に、芸術分野における未成年の雇用に関する法および労働法において定められた芸術サービスエージェンシーに関する規定は廃止される。

原文フランス語：日本語訳 弁護士 井奈波朋子